



定期第 2 2 4 号 令和 2 年 7 月 1 7 日 発行

目 次

は県例規集登載

【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1 2	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 1	徳島県立学校規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関する規則	

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）

5 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合においては、第七条及び第十五条第一項の規定は、適用しない。

一 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域における新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護等若しくは入院のための移送の業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務

二 前号に掲げる業務に相当すると管理者が認める業務

6 前項の規定により支給する感染症防疫等作業手当の額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第五項及び第六項の規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和二年二月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正後の附則第五項に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

## 徳島県教育委員会規則第十一号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県教育委員会教育長

榎

浩

一

徳島県立学校規則の一部を改正する規則  
徳島県立学校規則（昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四を第九条の五とする。

第九条の三第一項中「（昭和二十二年文部省令第十一号）」を削り、同条を第九条の四とする。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（夜間中学の教育課程）

第九条の二 夜間において教育を行う徳島県立しらさぎ中学校においては、前条第二項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の規定に基づき、特別の教育課程を編成することができるものとする。

第二十三条第二項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校及び高等学校」に改める。

第二十三条の二第三項中「入学できる」を「入学することができる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 徳島県立しらさぎ中学校に入学することができる者は、前項の規定にかかわらず、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部における教育が受けられなかった者又は不登校その他の特別の事情により、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていないまま中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者のうち再度中学校に入学することが適当であると校長が認める者とする。

第二十三条の三の見出し中「選抜」を「選抜等」に改め、同条第八項を第九項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「第九条の三第二項」を「第九条の四第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 徳島県立しらさぎ中学校の入学は、前項の規定にかかわらず、入学許可申請書その他必要な書類及び面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長が、これを許可する。

第二十四条の二第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

第二十七条第一項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校の生徒（学齢を経過した者に限る。第三十六条第二項において同じ。）並びに高等学校」に改める。

第二十九条中「中学校」の下に「（徳島県立しらさぎ中学校を除く。）」を、「二年以内に」の下に「（徳島県立しらさぎ中学校にあつては、校長が認める期間内に）」を加える。

- 第三十六条第二項中「高等学校」を「徳島県立しらさぎ中学校の生徒又は高等学校」に、「後期課程又は」を「後期課程若しくは」に改める。
- 別表第六中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。
- 別表第七中「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和二年徳島県条例第四十七号）の施行の日から施行する。
  - 2 徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正（徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正）  
を次のように改正する。
- 第九条中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第三項」に改める。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 六）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして、「（条例第六条第一項第一号の人事委員会規則で定める感染症）」を付する。

第三条に見出しとして、「（条例第六条第一項第四号の人事委員会規則で定める家畜伝染病）」を付し、同条中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改める。

第四条に見出しとして、「（条例第六条第一項第四号の二の人事委員会規則で定める家畜伝染病）」を付する。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条に見出しとして、「（条例第九条第二項の人事委員会規則で定める在外公館及び割合）」を付し、同条第一項中「もの」を「在外公館」に改め、同条を第九条とする。

第七条に見出しとして、「（条例第六条第二項第十一号の人事委員会規則で定める業務）」を付し、同条中「もの」を「業務」に改め、同条を第八条とする。

第六条に見出しとして、「（条例第六条第二項第四号の三の人事委員会が認める業務）」を付し、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして、「（条例第六条第一項第六号の人事委員会規則で定める有害物）」を付し、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（条例第六条第一項第四号の三の人事委員会規則で定める業務）

第五条 条例第六条第一項第四号の三の人事委員会規則で定める業務は、豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬、焼却若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の業務とする。

附則第一項に見出しとして、「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして、「（条例附則第五項の作業に従事した時間）」を付する。

附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務）

3 条例附則第八項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域における新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務

二 前号に掲げる業務に相当すると人事委員会が認める業務

別記様式中「（~~第~~）」を「（~~第~~）」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第三項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県人事委員会規則六 一五七

徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第三十九号。以下「条例」という。)附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例附則第七項の人事委員会規則で定める業務等)

第二条 条例附則第七項の人事委員会規則で定める業務等は、条例第二条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十五号に掲げる手当の支給の対象となる業務等並びに新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された区域内における消毒等の作業とする。

(条例附則第七項の人事委員会規則で定める手当)

第三条 条例附則第七項の人事委員会規則で定める手当は、条例第二条第十号、第十一号及び第十三号に掲げる手当とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、令和二年二月一日から適用する。

(徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の人事委員会規則で定める特種勤務手当)

3 徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(令和二年徳島県条例第四十九号)附則第三項の人事委員会規則で定める特種勤務手当は、条例第二条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十五号に掲げる手当とする。